

(譲渡権)

第九十七条の二 レコード製作者は、そのレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する場合に、その複製物の譲渡により公衆に提供する場合に、適用しない。

二 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡されたレコードの複製物の複製物の複製物

三 この法律の施行地外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡されたレコードの複製物の複製物

第九十七条の二、第三十条第二項の下に、及び第九十七条の三を加える。

次に掲げる行為は、当該権利管理情報に係る著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 権利管理情報として虚偽の情報を故意に付加する行為

二 権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による場合その他の著作物又は実演等の利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる場合を除く。)

三 前二号の行為が行われた著作物若しくは実演等の複製物を、情を知つて、頒布し、若しくは頒布の目的をもつて輸入し、若しくは所持し、又は当該著作物若しくは実演等を情を知つて公衆送信し、若しくは送信可能化する行為

第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項に規定する二次使用料又は第九十五条の第三項若しくは第九十七条の三第三項に規定する報酬を受ける権利は、前項の規定の適用については、著作隣接権とみなす。この場合において、前条中「著作隣接権者」とあるのは、「著作隣接権者(次条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を有する者を含む。)」と、同条第

一 項中「著作隣接権」とあるのは、「著作隣接権(同項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。)」とする。

第九十五条の次に次の一条を加える。(善意者に係る譲渡権の特例)

第九十五条の二 著作物の原作品若しくは複製物(映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。))を除く。以下この条において同じ。)

第九十五条の二 録音物の録音物若しくは録音物又はレコードの複製物の譲渡を受けた時において、当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録音物又はレコードの複製物がそれぞれ第二十六条の二第二項各号、第九十五条の二第三項各号又は第九十七条の二第二項各号のいずれにも該当しないものであることを知らず、かつ、知らないことにつき過失がない者が当該著作物の原作品若しくは複製物、実演の録音物若しくは録音物又はレコードの複製物を公衆に譲渡する行為は、第二十六条の二第一項、第九十五条の二第二項又は第九十七条の二第一項に規定する権利を侵害する行為でないものとみなす。

第九十九条第一号中「又は実演等」を「若しくは実演等」に改め、行つた者」の下に「又は第九十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権若しくは著作隣接権(同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第九十二条の二第三号において同じ。))を侵害する行為とみなされる行為を行つた者」を加え、同条第二号中「第九十三条第一項」を「第九十三条第一項第一号」に改める。

第九十二条の次に次の一条を加える。第九十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置(当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

業として公衆からの求めに応じて技術的保護手段の回避を行つた者

三 営利を目的として、第九十三条第三項の規定により著作者人格権、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

第九十二条第三項第一項中「第九十九条」の下に「第九十二条の二第三号」を加える。

第九十二条第三項第三項中「第九十五条の二第三項」を「第九十五条の二第三項」に改める。

第九十二条第四項の二中「第二十六条の二」を「第二十六条の三」に改める。

第九十二条第五項の二中「第三十条第一項」を「第三十条第一項第一号」に改める。

第九十二条第四項 削除

第九十二条第四項 削除

第九十二条第四項 削除

第九十二条第四項 削除

平成十一年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第九十三条第四項中「第九十五条の三第三項」とあるのは「第九十五条の二第三項」と、第九十七条の三第三項」とあるのは「第九十七条の二第三項」とする。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第四十三号。以下「整備法」という。))の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、整備法の施行の日の前日までの間は、改正後の著作権法第四十七条の三中「第四十二条」と「第四十二条の二」とあるのは「第四十二条」と「第四十二条又は第四十一条の二」とあるのは「又は第四十二条」とする。

この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正) 著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第九十五条の二第三項」を「第九十五条の三第三項」に改める。

著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。附則第四項中「第九十五条の二第三項」を「第九十五条の三第三項」に改める。

著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。附則第二項中「第九十五条の二」を「第九十五条の三」に改める。

附則第三項中「第九十七条の二」を「第九十七条の三」に改める。附則第四項中「第九十五条の二第二項」を「第九十五条の三第二項」に改める。(著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律百十二号)の一部を次のように改正する。